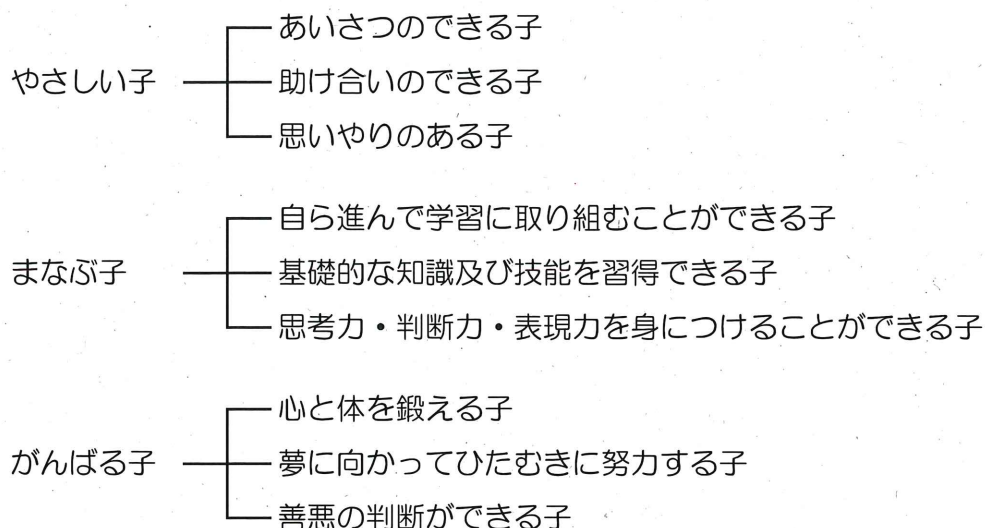


諫早市立御館山小学校いじめ防止基本方針

I 【めざす子ども像】



II 【いじめ対策委員会】

本組織は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

- 1 学校教育目標に基づく取組の実施やいじめ根絶のための様々な活動の具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

《構成メンバー》

- 1 校長、副校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任等。
- 2 必要に応じて、心のケア相談員、児童生徒支援加配教員、特別支援教育補助員、市教育委員会、学校評議員、主任児童委員、児童民生委員、少年センター、諫早警察署、市児童福祉課、児童相談所、医療（心療内科）、法務局（人権擁護委員）等。

III 【PTAや地域との連携】

◎ 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

- 1 積極的な情報発信・啓発、「御館山だより」「学校だより」での広報啓発
OPTA企画委員会、PTA専門部会、PTA総会、授業参観・学級懇談会

- 「長崎っ子の心を見つめる週間」時の参観等
- 2 御館山小学校HPによる公開
 - 3 あいさつ運動、校外補導（安全パトロール）
 - PTA校外指導部や地域の有志による活動、学校支援会議、各町自治会行事、各町子ども会行事との連携
 - 子ども110番による子どもの見守り等止のための連絡体制の整備と定期的な訪問
 - 4 公開授業時の警察署やPTA教養部や生活指導部の参画、情報提供
 - 5 関係機関の助言や協力（いじめ対策委員会の構成メンバー2参照）

IV【関係機関との連携】

- 1 いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（いじめ対策委員会の構成メンバー2参照）との適切な連携を
- 2 関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

V【児童会】

- 1 学級目標や学級ルールづくり
- 2 平和集会
- 3 人権集会

VI【いじめ問題への取組】

《いじめの防止について》

- 1 いじめを生まない学校づくり
 - (1) 校内指導体制の確立
 - (2) 教師の指導力の向上（ハンドブック等を活用した研修の実施等）
- 2 学級経営の充実
 - (1) 児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - (2) 自己肯定感を持てるような指導の充実。
 - (3) 自分に厳しく、相手にやさしくできる子どもの育成。
- 3 分かる授業づくり
 - (1) 分かる・できる授業を通して、学力向上を図る。また、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努め、よくできたことに自信をもたせ、頑張ったことを褒める。
 - (2) 確かな学力の確立
- 4 道徳教育の充実
 - (1) 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め命を大事にする精神を養う。

- (2) 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 5 相談体制の整備
- (1) 学級集団の構成、学級の成果や課題・問題点等、子ども情報交換会の報告や観察による共通理解を図る。
- (2) 個人面談・いじめアンケート調査後に学級担任により、教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- (3) 特別支援教育補助員や心のケア相談員等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- 6 たてわり班活動の実施
- たてわり班活動のなかで、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- 7 特に配慮が必要な児童への指導
- 児童の特性の理解を深めると共に教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、ニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 8 インターネット等を通じてのいじめに対する対策
- 全校児童のインターネット利用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童にインターネット利用のモラルを指導する。また、外部講師によるモラル教育の推進を図る。
- 9 学校間の連携協力体制の整備
- 保育園や中学校との情報交換や特別支援学校との交流学习を行う。

《いじめの早期発見について》

- 1 保護者や地域、関係機関との連携
- (1) 児童、保護者、学校、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- (2) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- (3) 必要に応じて、関係諸機関（いじめ対策委員会の構成メンバー2参照）と連携して課題解決に臨む。
- 2 個人面談・いじめアンケート調査の実施
- いじめアンケート実施：年2回（6月、11月）
個人面談：必要に応じて適宜実施。
- その他、アンケート調査や、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ
- 3 教職員による観察や情報交換（ノート・日記指導等）
- ささいな変化に気づく力を高め、児童の休み時間や放課後の課外活動の中での様子に目を配ったり、つぶやきたいことを個人ノートや日記に書かせたりすることなどから、交友関係や悩みを把握する。（必要と感じたら即座に面談や情報収集を行う）

《いじめに対する措置について》

- 1 いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長、副校長、教頭に報告し、事実の有無を確認する。

- 2 いじめの事実が確認された場合は、直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- 3 事実に係る情報を児童・保護者・職員等から収集し共有する。
- 4 いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者へは実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を得る。
いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続して行う。
- 5 いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間教室から離れ安心して過ごせ、精神的に落ち着く部屋において、学習を行うなどの措置を講ずる。
- 6 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、諫早市教育委員会及び諫早警察署と連携して対処する。

《重大事態発生時の対処》

- 1 重大事態が発生した旨を、諫早市教育委員会に速やかに報告する。
- 2 諫早市教育委員会と協議の上、当該事案をいじめ対策委員会で対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、諫早市教育委員会との連携を適切に取る。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 5 報道機関へは、事実のみを知らせる。

Ⅶ【年間計画】

月	内 容	備 考
4	○いじめ防止基本方針の確認・周知 ○PTA総会 ○授業参観・学級懇談会（学級目標・ルールづくり）	○学級目標・学級ルールづくり ○児童による いじめ撲滅宣言作成
5	○いじめ対策委員会についての確認① ○いじめ対策についての共有・啓発	○平和集会の企画・運営
6	○長崎っ子の心を見つめる教育週間 ○学校支援会議 ○いじめアンケート実施	○人権集会の企画・運営
7	○個人相談（教育相談） ○地区別懇談会	
8	○校内研修 ○平和集会	○児童情報交換会（毎週）
9		
10		○たてわり班活動（定期的）
11	○御館山小文化祭 ○学校評価（児童・保護者・職員） ○学校関係者評価 ○いじめアンケート実施	
12	○人権集会 ○個人相談（教育相談）	

1	○個人相談（教育相談）	○道徳教育の充実（通年）
2	○いじめ対策委員会②（取組の評価）	
	○学校支援会議	
3	○次年度への準備	